

●会員に対する処分の執行について

当該会員に対して、会則第54条の2第1項及び第4項に基づき、下記のとおり処分を執行しましたので、会則第54条の2第9項及び会令第91号「継続研修義務不履行者の処分に係る公表に関する規則」によりその旨を掲載します。

記

1. 処分を受けた会員の氏名及び登録番号

船山 武（登録第9477号）

2. 処分の方法

戒告（会則第54条の2第2項第1号）

3. 処分の執行日

令和5年12月22日

4. 処分の理由の概要

（1）処分の理由：継続研修義務不履行

（2）適用条項：弁理士法第31条の2（研修）、弁理士法施行規則第25条（継続研修）、会則第57条第3項（継続研修）

（3）履修期間：令和3年11月1日～令和5年3月31日

（4）履修状況（不足している単位数）：

「令和3年度弁理士法及び特許法等改正説明会」1単位